

2026年8月5日

〔第2.1版で点検〕

「私立大学ガバナンス・コード」 遵守状況報告書

概 要

1. 法人名等

法 人 名	上智学院
法 人 代 表 者	アガスティン サリ
担 当 部 署	総務局総務グループ
お 問 合 せ 先	03(3238)3172

2. 「基本原則」及び「遵守原則」の遵守概況

基本原則	基本原則の遵守状況	遵守原則	遵守原則の遵守状況
1. 自律性の確保	「遵守」	1-1	「遵守」
		1-2	「遵守」
2. 公共性の確保	「遵守」	2-1	「遵守」
		2-2	「遵守」
3. 信頼性・ 透明性の確保	「遵守」	3-1	「遵守」
		3-2	「遵守」
		3-3	「遵守」
4. 継続性の確保	「遵守」	4-1	「遵守」
		4-2	「遵守」

3. 遵守状況の確認フロー図

①担当部局による遵守状況点検

⇒②監事による妥当性の確認

⇒③大学企画会議での検討

⇒④局長会議、高等教育常務会へ、①③の点検結果、②の監事による確認に基づく、私大連への報告内容を付議

⇒⑤理事会、評議員会へ④の内容を付議

⇒⑥大学および法人ホームページへの公表 および 私大連への報告書提出

⇒⑦学部長会議、大学院委員会にて点検結果を報告

「基本原則」及び「遵守原則」の遵守状況（取組状況）の詳細等

1. 各「基本原則」及び「遵守原則」の遵守状況の説明

基本原則「1. 自律性の確保」

会員法人は、私立大学としての多様な教育研究活動を実現するため、それぞれの寄附行為、建学の精神等の基本理念に沿って、自主性、独立性を確保すると同時に、自律的に学校法人を運営する必要がある。

遵守状況	「遵守」
基本原則の遵守状況に係る説明	

遵守原則 1－1

会員法人は、学生、保護者、卒業生のみならず、広く社会に存在する幅広いステークホルダーに対し、教育研究目的を明確に示し、学校法人の運営に関する理解を得られるようにする。

遵守状況	「遵守」
	コードの記載通りの方策によって遵守している
遵守原則の遵守状況に係る説明	大学の目指す方向性や重点事項の整理を行い、2023年度に新たな中長期計画「グランド・レイアウト3.0」として取りまとめ公表した。この中で教育研究ならびに社会貢献の目的や行動計画を明確にした。また、中長期計画の進捗状況についても毎年度確認を行い、事業報告書に掲載している。

遵守原則 1－2

会員法人は、自主性・独立性を確保すると同時に、自律的に学校法人を運営するために、多様なステークホルダーからの意見を聴取し、反映できる体制を確立し、円滑な業務執行を行うようにする。

遵守状況	「遵守」
	コードの記載通りの方策によって遵守している
遵守原則の遵守状況に係る説明	改正私立学校法に沿って寄附行為及び寄附行為施行細則を改正し、業務執行理事の役割と理事会・評議員会の議決事項を整理した。加えて「決裁権限規程」も改正し、理事長・理事・部門長の権限と責任も適切に明確化している。 理事・監事・評議員の定数及び構成は、選出区分と人数比に配慮しており、学外者も一定割合で任命し、多様な立場からの意見聴取を図っている。

基本原則「２．公共性の確保」

会員法人は、わが国の将来を担う多様な人材を育成するとともに、教育研究活動とそこから得られた成果を通じて社会や地域に貢献し、その要請に応える必要がある。

遵守状況	「遵守」
基本原則の遵守状況に係る説明	

遵守原則 2－1

会員法人は、建学の精神等に基づく多様な人材育成像を保持しつつ、時代や社会の変化を踏まえながら、教育研究活動を通じて、広く社会に、また地域にとって有為な人材を育成する。

遵守状況	「遵守」
	コードの記載通りの方策によって遵守している
遵守原則の遵守状況に係る説明	本学では、教育・研究活動の質を保証するために、内部質保証システムを整備し、教学におけるPDCAサイクルを適切に運用することで、継続的な質の向上に取り組んでいる。また、新入生・在学生・卒業生を対象とした各種アンケート調査を毎年度実施するとともに、授業アンケート調査を毎学期実施することで、授業・カリキュラムや大学運営の改善に向けて学生意見を聴取する体制を整えている。教育課程の編成・実施状況や入学者受け入れの状況については、毎年度、学外有識者からの意見聴取を行い、教育の質向上に向けた点検・評価活動を継続して実施している。 留学生の受入並びに派遣に係る諸施策に関しては、受入留学生の日本語教育プログラムの充実や、受入学部を中心として日本人学生と共に学修する機会の創出を図っている。また、オンラインで国内外の他大学と接続し授業内外で交流・協働を行うCOILの手法を積極的に活用することで、カリキュラム上の制限や様々な理由（経済的・身体的）から留学が難しい学生への国際交流機会を提供している。 2024年度から、Sophia Future Design Platform推進室が提供する「上智地球市民講座」を開講しており、現在に至るまで、高校生から社会人までの幅広い層が受講している。

遵守原則 2－2

会員法人は、社会の要請を踏まえつつ、特色ある教育研究活動から得られた成果を踏まえ、社会の要請の変化に対応して、現実の諸課題に対する解決方法を示し、社会に貢献する。

遵守状況	「遵守」 コードの記載通りの方策によって遵守している
遵守原則の遵守状況に係る説明	グラント・レイアウト3.0において、社会貢献・社会連携を積極的に行う方針を示している他、2024年度に地域連携推進総合計画を策定し、中長期計画に基づく取組を体系的に整理し、シンポジウムの開催や官公庁・国際機関との共催イベントなどを通じて研究成果を発信している。これらの場には高校生や社会人の参加も促し、教育研究成果の社会還元を積極的に実践している。

基本原則「3. 信頼性・透明性の確保」

会員法人は、私立大学の有する公共性に鑑み、健全な大学運営について、学生、保護者、教職員のみならず広く社会からの信頼を得られるよう、説明責任を果たすとともに、透明性の確保に努める必要がある。

遵守状況	「遵守」
基本原則の遵守状況に係る説明	

遵守原則 3－1

会員法人は、社会からの理解と信頼を確保するために、常に法令を遵守するとともに、多くのステークホルダーとの良好な関係の構築を目指し、教育研究活動を通じ社会に貢献する。

遵守状況	「遵守」 コードの記載通りの方策によって遵守している
遵守原則の遵守状況に係る説明	改正私立学校法を踏まえ、監事機能の強化を図るべく、寄附行為及び監事監査規程を改正した。理事会資料を早期に提供することで、読み込む時間を確保し、的確かつ効果的な意見聴取に努めている。 法令を遵守し、正常かつ効果的な教育研究活動を行っていることを担保するための監査体制として、会計監査人の選任方法は寄附行為において定めている。また、内部監査規程及び監事監査規程において、監査室、監事及び会計監査人の3者の連携について定めている。

遵守原則 3 - 2

会員法人は、社会からの信頼を損なうことがないように、理事、監事、評議員、学長（総長を含む）の選任手続きの透明性の確保及び解任手続きを明確化し、必要に応じて改善を行い、当該手続きの公正性について多くのステークホルダーからの理解が得られるようにし、理事会による理事の職務の執行監督機能の実質化を図る。また、社会からの信頼を損なうことがないように、大学で起こり得る利益相反、研究活動に関わる不正行為等について、その防止のために必要とされる制度整備を行い、実行する。

遵守状況	「遵守」 コードの記載通りの方策によって遵守している
遵守原則の遵守状況に係る説明	改正私学法を踏まえ、理事及び評議員の選任は学外者も含めた選任機関にて担う体制とし、寄附行為に手続きを明記した。大学長の選任過程については「上智大学長の選任に関する規程」を定めその概要を開示している。理事会において定期的に各業務執行理事が業務執行報告を行うことで、理事の職務の執行監督機能の実質化を図っている。 さらには、監事が理事会等の重要会議に出席することにより、理事の職務執行を監視しているほか、監事は理事長と定期的に意見交換を行い意思疎通を図ることにより、理事の職務執行の監視体制の実質化を図っている。 この他、社会からの信頼を損なわないよう、利益相反の適正な管理、研究倫理の遵守、不正行為にかかる通報者の保護等について必要な規程を定め、不正行為の防止のために必要な啓発活動・研修等を行い、このような体制のもと防止に必要な措置を実施している。

遵守原則 3 - 3

会員法人は、自らが行う教育研究活動に係る情報や、それを支える経営に係る情報について広く社会に存在する幅広いステークホルダーから理解を得るため、様々な機会を通じて、積極的に情報を公開する。

遵守状況	「遵守」 コードの記載通りの方策によって遵守している
遵守原則の遵守状況に係る説明	事業報告書を作成しウェブサイトにて公開している。加えて、IR部門による分析を取りまとめたFact Book も公開すること、また、ステークホルダー別のウェブサイトを提供することで、適切な情報提供に努めている。 情報公開にかかる規程は未整備であるため、継続して検討する。

基本原則「4. 継続性の確保」

会員法人は、それぞれの建学の精神等の基本理念に基づき、その使命を果たすため、大学における教育研究活動の維持、継続及び発展に努める必要がある。

遵守状況	「遵守」
基本原則の遵守状況に係る説明	

遵守原則 4－1

会員法人は、私立大学の教育研究活動の継続性を実現するため、法人内外のステークホルダーからの意見を取り入れながら、大学運営に係る諸制度を実質的に機能させ、自律的な大学運営を行うようにする。

遵守状況	「遵守」
	コードの記載通りの方策によって遵守している
遵守原則の遵守状況に係る説明	理事会・評議員会は、外部人材を複数登用するとともに、適切な意見交換を行える選出区分と構成人数比に考慮した構成とし、資料を電子媒体を用いて余裕をもって提供することで、効果的な意見聴取が可能となる体制を担保している。 2025年8月に上智大学としてDEI&B推進宣言を発出し、多様な人材の活躍を推進している。

遵守原則 4－2

会員法人は、私立大学の教育研究活動の継続性を実現するため、財政基盤の安定化、経営基盤の強化を行うようにする。

遵守状況	「遵守」
	コードの記載通りの方策によって遵守している
遵守原則の遵守状況に係る説明	財政基盤安定のために収入の多角化を図り、子会社を設置運営するとともに、資産運用にも積極的に取り組み、適切な効果をあげている。これらにかかる方針は寄附行為施行細則での定めに基づき理事会で承認している。 寄付金・外部資金・補助金の重要性も適切に認識しており、それぞれを専門とする部署・担当を設けて推進している。 さらには、経営基盤の強化のため、内部統制システム整備の基本方針に基づき、リスクマネジメント及び危機管理に必要な規程を

定め、また法令及び規程を遵守し、確固たる倫理観をもって事業活動等を行う組織風土を高めるために必要なコンプライアンスに関する基本規程を定めることにより、リスク管理（危機管理）、法令遵守の徹底を図る体制を整備している。

財政基盤の安定化及び経営基盤の強化により、教育研究活動の継続性を確保している。